

令和 4 年 5 月 30 日
建築局 建築企画課

横浜市事務分掌規則等の一部改正について

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が令和 4 年 5 月 20 日に公布され、そのうち建築基準法の一部を改正する規定が同年 5 月 31 日に施行されます。これにより、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）の一部の規定に項ずれが発生するため、当該規定を引用している規則及び審査基準について、改正を行います。

2 改正する規則及び審査基準

(1) 規則

- ア 横浜市事務分掌規則（昭和 27 年 10 月横浜市規則第 68 号）
- イ 横浜市建築基準法施行細則（昭和 38 年 2 月横浜市規則第 13 号）
- ウ 興行場法施行細則（昭和 31 年 10 月横浜市規則第 85 号）
- エ 緑の環境をつくり育てる条例施行規則（昭和 48 年 12 月横浜市規則第 151 号）

(2) 審査基準

- ア 横浜市建築基準条例及び同解説
- イ 横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例及び同解説

3 改正概要

建築基準法第 85 条第 5 項又は第 6 項若しくは第 87 条の 3 第 5 項又は第 6 項を引用している規定について、法改正に伴う項ずれに対応します。

4 意見公募手続

法の項ずれに伴い当然必要とされる変更のため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第 5 条第 4 項第 8 号イに該当し、意見公募手続は行いませんでした。

5 公布日

令和 4 年 5 月 30 日発行の横浜市報に登載して公布します。

6 施行日

令和 4 年 5 月 31 日